

『第二次東大和市学校教育振興基本計画』の素案に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、平成26（2014）年に平成30（2018）年度までの5年間の計画期間として東大和市学校教育振興基本計画を策定しました。

その計画期間が平成30年度末で終了することから、平成31（2019）年度から5年間の第二次東大和市学校教育振興基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとします。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

### 1 第二次東大和市学校教育振興基本計画策定の目的

現行の東大和市学校教育振興基本計画の実施結果を踏まえ、東大和市の教育の目指す姿や取り組むべき具体的な施策を示し、学校教育の更なる充実と発展に向けて、教育目標や方向性を明らかにするために、本計画を策定します。

### 2 素案の内容

第二次東大和市学校教育振興基本計画

### 3 素案の概要

以下、強調点1から強調点3までの各項目に対し、施策の目標、平成35年度（2023年度）までの指標、施策の方向性を、具体的に明記しています。

#### 強調点1 生きる力の育成

- 確かな学力
- 豊かな人間性
- 健康・体力
- オリンピック・パラリンピック教育の推進

#### 強調点2 学校の活性化

- 学校改善
- 人材育成
- 環境整備

#### 強調点3 家庭、地域との連携

- 学校と家庭との連携
- 学校と地域との連携

#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

#### 5 意見の提出期間

平成30年10月29日(月)から平成30年11月28日(水)まで(必着)  
※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

#### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 学校教育部教育総務課(東大和市役所5階4番窓口)

#### 7 意見の提出先、方法及び提出様式

##### (1) 提出先

学校教育部教育総務課

##### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930 東大和市学校教育部教育総務課宛
- ・ FAX 042-563-5933
- ・ 電子メール [gakyou@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:gakyou@city.higashiyamato.lg.jp)

##### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名、及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

#### 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成31年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

#### 9 注意事項

電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。また、意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。